

TOPICS

平成24年度滋賀県交通災害共済の加入申込受付が始まります！

交通災害共済とは、県民一人ひとりが掛金を出し合い、不幸にして交通事故による災害にあわれた人に見舞金をおくるため、県内全市町で構成している共済制度です。

平成24年度より交通災害共済加入申込方法が変更になります。

- ・申込書様式（3連様式）
 - ・住所・氏名は印字済み
 - ・郵送で配布
- ・申込書様式（3枚複写）
 - ・住所・氏名は申込者が記入
 - ・自治会を通じて配布

加入できる人

- ・住民登録、または外国人登録をしている人
- ・市内の事務所・事業所・学校等に勤務または在学している人

共済掛金

1人 年間 500円 ※年度途中に加入されても、掛金は500円となります。

加入申込期間・申込場所

・3月30日（金）まで（土日祝を除く）

滋賀銀行、大垣共立銀行、長浜信用金庫、関西アーバン銀行、JAレーク伊吹、JA北びわこの市内各本支店、またはゆうちょ銀行・郵便局（県内に限る）

・4月2日（月）以降（土日祝を除く）

市民自治振興課（本館2階）、各支所地域振興課

※申込書は市民自治振興課、各支所地域振興課にも設置しています。

共済期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

※4月2日以降に申込の場合は、加入日の翌日から平成25年3月31日までが共済期間となります。

加入手続き

加入申込書に、住所、氏名等必要事項を記入のうえ、500円×人数分の掛金（現金）を添えて申込みください。

※口座振替、ATMでのお取扱いはありません。

支給対象となる事故

国内の一般道路において、自転車、バイク、自動車等の運行中に発生した事故（自損事故を含む。）による死傷が対象（共済期間内に発生した事故に限る。）。ただし、酒酔運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合等には見舞金は支給されません。

問 市民自治振興課（☎65-8722）・各支所地域振興課

ご利用ください

春の日曜窓口
3日間

3月

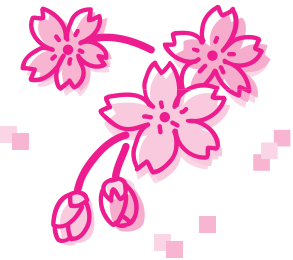
日曜日	月	火	水	木	金	土
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7

4月

※4月8日は開庁しません。ご了承ください。

【時 間】8時30分～17時15分

【ところ】本庁市民課



取扱業務

①転入・転出・転居などの住民異動届と住民異動に伴う次の手続き

- ・国民健康保険等の手続き
- ・子ども手当の申請
- ・福祉医療受給資格の手続き

②戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明などの交付

③住民基本台帳カードの交付

※広域交付の住民票と公的個人認証サービス(電子証明書)は取扱いできません。

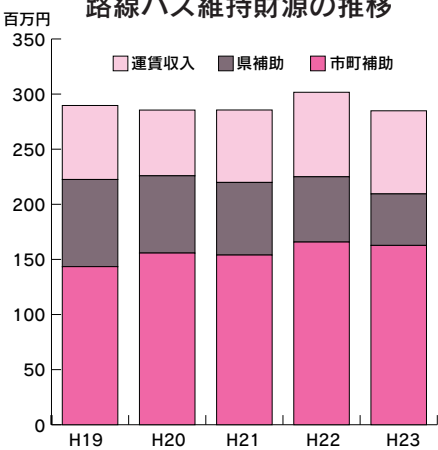
問 市民課(☎65-6511)

平成23年度 長浜市内二次交通運行実績
(平成22年10月から平成23年9月まで)

	路線バス	デマンドタクシー
利用者数	408,169人	9,648人
運行収入	7,540万円	250万円
運行費用	2億8,483万円	1,335万円
運行欠損	2億943万円	1,085万円
県補助	4,672万円	316万円
市補助	1億6,271万円	769万円

路線バスは市内19路線、デマンドタクシーは市内4地区の合計。
運行欠損を、県、市の補助金で負担。
県補助額はいずれも見込額。

路線バス維持財源の推移



問 都市計画課交通対策室
(☎65-6562)

市は路線バスを支援しています
路線バスは、お子さんや高齢者の皆さんにとって、なくてはならない移動手段として、普段の暮らしを支えています。
平成23年度は、延べ41万7千人の皆さんに路線バス、デマンドタクシーをご利用いただき、市ではこれらの運行への補助を行うことで、市内の移動手段の確保に努めています。
は、一人でも多くの人にご利用いただくことが大切です。市民皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

路線バスをみんなで支えていきましょう
路線バスなどの公共交通は、現在利用されている人だけではなく、病気やケガなどで車が運転できないとき、将来、車を運転しなくなったときのことも考えなければなりません。
毎日駅までの送迎が大変、今日は車を運転できないから、そんなときに路線バスのご利用をお考えください。
みんなが安心して暮らせるまちづくりのため、路線バスとマイカーのかしこい使い分けに協力ください。

路線バスとマイカーの使い分け、考えてみませんか

みんなで力を合わせて暴力団排除を進めましょう

長浜市暴力団排除条例には、市民や事業者がしてはいけないこととすべきことが書かれています。今回は市民の皆さんが「してはいけないこと」と「すべきこと」をお知らせします。

してはいけないこと（第11、12条）

暴力団に協力する目的でお金等を渡す
トラブルの解決等に暴力団の力を利用する

すべきこと（第5条）

自主的かつ連携して暴力団排除に努める
暴力団を儲けさせないようにする
市が実施する暴力団排除の取組に協力する
暴力団を排除するための情報を市や警察に伝える
青少年に対し、指導・助言を適切に行う



昨年12月、「長浜警察署」、「長浜市飲食業組合」、「長浜市防犯自治会」などが連携し、市内の繁華街「片町」の飲食店やスナック約100件を巡回し、暴力団排除への理解と協力を求めました。このように、市内ではすでに、市民の皆さんと市と警察が連携・協力した暴力団排除の取り組みが始まっています。

詳しくは市政情報コーナーや市ホームページでご覧いただけます。問 市民自治振興課（☎65-8722）